

社会福祉法人 慶育会  
定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設茨城育成園の設置運営
- (ロ) 指定福祉型障害児入所施設白山学園の設置運営
- (ハ) 指定障害者支援施設白山成年館の設置運営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園筑子保育園の設置運営
- (ロ) 幼保連携型認定こども園筑子ファミリア保育園の設置運営
- (ハ) 放課後児童健全育成事業
- (ニ) 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業
- (ホ) 児童福祉法による障害福祉サービス事業
- (ヘ) 指定一般相談支援事業
- (ト) 指定特定相談支援事業
- (チ) 指定障害児相談支援事業
- (リ) 移動支援事業
- (ヌ) 地域子育て支援拠点事業
- (ル) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 慶育会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、支援を必要とする地域住民を支援

するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。  
(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県筑西市茂田 1740 番に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 評議員会は7名をもって組織する。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員一人に対して、各年度の総額が12万円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月と3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事・監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について、議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

#### 第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 18 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事のうちには、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長が事故にあったとき、又は欠けたときは、常務理事が理事長の職務を代理する。

3 理事長及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第 25 条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第 26 条 運営協議会の委員の定数は別に定めるものとする。

(運営協議会の委員の選任)

第 27 条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者または利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第 28 条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第 29 条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するもの

とする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について、議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 1 宅地 (505 m<sup>2</sup>)
- (2) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 2 宅地 (1,785 m<sup>2</sup>)
- (3) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 13 宅地 (1,064 m<sup>2</sup>)
- (4) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 14 宅地 (2,181 m<sup>2</sup>)
- (5) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 29 雑種地 (42 m<sup>2</sup>)
- (6) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 30 雑種地 (182 m<sup>2</sup>)
- (7) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 31 雑種地 (177 m<sup>2</sup>)
- (8) 茨城県筑西市茂田字北原 1740 番 宅地 (3,061 m<sup>2</sup>)
- (9) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1718 番 18 宅地 (200.47 m<sup>2</sup>)
- (10) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1718 番 20 宅地 (200.18 m<sup>2</sup>)
- (11) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1619 番 1 宅地 (168.59 m<sup>2</sup>)
- (12) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1619 番 2 宅地 (590.28 m<sup>2</sup>)
- (13) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 2 宅地 (2,975 m<sup>2</sup>)
- (14) 茨城県筑西市茂田字南原 1793 番 宅地 (3,143 m<sup>2</sup>)
- (15) 茨城県筑西市茂田字北原 1734 番 6 山林 (363 m<sup>2</sup>)
- (16) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1721 番 3 宅地 (661.14 m<sup>2</sup>)
- (17) 茨城県筑西市西方字下宿 1416 番 2 宅地 (483.75 m<sup>2</sup>)
- (18) 茨城県筑西市西方字下宿 1416 番 宅地 (575 m<sup>2</sup>)
- (19) 茨城県筑西市西方字諏訪宮 1359 番 1 宅地 (801 m<sup>2</sup>)
- (20) 茨城県筑西市西方字前畑 1417 番 宅地 (2,167 m<sup>2</sup>)
- (21) 茨城県筑西市茂田字上虚空蔵 751 番 4 宅地 (462.82 m<sup>2</sup>)
- (22) 茨城県筑西市茂田字北原 1741 番 1 雑種地 (870 m<sup>2</sup>)
- (23) 茨城県筑西市茂田字北原 1741 番 9 宅地 (118.82 m<sup>2</sup>)
- (24) 茨城県筑西市茂田字南原 1758 番 2 山林 (1,652 m<sup>2</sup>)
- (25) 茨城県筑西市茂田字南原 1758 番 5 山林 (661 m<sup>2</sup>)
- (26) 茨城県筑西市茂田字南原 1790 番 1 山林 (2,281 m<sup>2</sup>)
- (27) 茨城県筑西市茂田字南原 1790 番 2 山林 (608 m<sup>2</sup>)
- (28) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 1 山林 (431 m<sup>2</sup>)
- (29) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 3 山林 (434 m<sup>2</sup>)
- (30) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 6 山林 (268 m<sup>2</sup>)
- (31) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 9 山林 (363 m<sup>2</sup>)
- (32) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 10 山林 (226 m<sup>2</sup>)



- (33) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 11 山林 (137 m<sup>2</sup>)
- (34) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 12 山林 (131 m<sup>2</sup>)
- (35) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番 13 山林 (133 m<sup>2</sup>)
- (36) 茨城県筑西市茂田字南原 1734 番 3 山林 (241 m<sup>2</sup>)
- (37) 茨城県筑西市下中山 589 番 1 雑種地 (859 m<sup>2</sup>)
- (38) 茨城県筑西市下中山字羽黒前 588 番 宅地 (231.40 m<sup>2</sup>)
- (39) 茨城県筑西市下中山長戸路 589 番 5 宅地 (139.85 m<sup>2</sup>)
- (40) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 20 雑種地 (1,220 m<sup>2</sup>)
- (41) 茨城県筑西市西方字下宿 1416 番 1 雑種地 (687 m<sup>2</sup>)
- (42) 茨城県筑西市西方字諏訪宮 1359 番 2 雑種地 (707 m<sup>2</sup>)
- (43) 茨城県筑西市西方字下宿 1415 番 1 宅地 (154.84 m<sup>2</sup>)
- (44) 茨城県筑西市西方字下宿 1415 番 2 雑種地 (411 m<sup>2</sup>)
- (45) 茨城県筑西市西方字下宿 1415 番 3 雑種地 (178 m<sup>2</sup>)
- (46) 茨城県筑西市下中山長戸路 592 番 1 宅地 (1166.94 m<sup>2</sup>)
- (47) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番 14, 2, 13, 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建  
茨城育成園養護所  
管理棟 1 階 195.66 m<sup>2</sup> 2 階 57.46 m<sup>2</sup> = 253.12 m<sup>2</sup>  
北棟 1 階 291.58 m<sup>2</sup> 2 階 192.11 m<sup>2</sup> = 483.69 m<sup>2</sup>  
南棟 1 階 233.52 m<sup>2</sup> 2 階 174.87 m<sup>2</sup> = 408.39 m<sup>2</sup> 3 棟 (1145.2 m<sup>2</sup>)
- (48) 茨城県筑西市茂田字南原 1793 番地 1756 番地 2 所在鉄筋コンクリート造合金メ  
ッキ鋼板葺平家建 白山学園養護所 1 棟 (1,713.63 m<sup>2</sup>)
- (49) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 1 所在の木造瓦葺平家建  
寄宿舎グループホームさつき 1 棟 (109.30 m<sup>2</sup>)
- (50) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 1、2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
白山学園給食室、雑務室 1 棟 (287.91 m<sup>2</sup>)
- (51) 茨城県筑西市下中山 589 番地 3 所在の木造スレート葺平家建  
筑子保育園園舎 1 棟 (89.43 m<sup>2</sup>)
- (52) 茨城県筑西市下中山 589 番地 3 所在の木鉄筋コンクリートブロック造 1 階建  
筑子保育園遊戯室、保育室 1 棟 (150.37 m<sup>2</sup>)
- (53) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 2、3 所在の木鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛  
メッキ鋼板葺平家建 白山学園機能訓練棟 1 棟 (340.20 m<sup>2</sup>)
- (54) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 15、16、31 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根  
平家建 白山成年館収容棟 1 棟 (1032.38 m<sup>2</sup>)
- (55) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 16 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ  
鋼板葺平家建 白山成年館ボイラー室 1 棟 (19.61 m<sup>2</sup>)
- (56) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 15 所在の軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建

- 白山成年館渡廊下 (56 m<sup>2</sup>)
- (57) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 16 所在の鉄骨コンクリートブロック造スレート葺平家建白山成年館作業室 1 棟 (206.03 m<sup>2</sup>)
- (58) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 13 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建白山学園倉庫 1 棟 (20.37 m<sup>2</sup>)
- (59) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 4、5、3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建白山学園体育館 1 棟 (280.50 m<sup>2</sup>)
- (60) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 14、13 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建白山成年館物置 1 棟 (16.18 m<sup>2</sup>)
- (61) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 2 所在のコンクリートブロック造スレート葺 2 階建グループホームもみじ 1 棟 (308.07 m<sup>2</sup>)
- (62) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 16 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建洗濯場 1 棟 (69.56 m<sup>2</sup>)
- (63) 茨城県筑西市茂田字北原 1740 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建事務所、集会所 1 棟 (1 階 629.20 m<sup>2</sup> 2 階 436.65 m<sup>2</sup>)
- (64) 茨城県筑西市茂田字北原 1740 番地所在の附属建物鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建倉庫 1 棟 (179.40 m<sup>2</sup>)
- (65) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1718 番地 18 所在の木造瓦葺 2 階建グループホームかりん 1 棟 (1 階 49.68 m<sup>2</sup> 2 階 49.68 m<sup>2</sup>)
- (66) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1718 番地 20 所在の木造スレート葺 2 階建グループホームつつじ 1 棟 (1 階 66.24 m<sup>2</sup> 2 階 69.97 m<sup>2</sup>)
- (67) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1619 番地 2 所在の木造スレート葺 2 階建地域小規模児童養護施設なごみ 1 棟 (1 階 98.54 m<sup>2</sup> 2 階 57.96 m<sup>2</sup>)
- (68) 茨城県筑西市茂田字畑屋敷 1721 番地 3 所在の木造瓦葺 2 階建グループホームみずき 1 棟 (1 階 139.63 m<sup>2</sup> 2 階 53.05 m<sup>2</sup>)
- (69) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 33、32、17、28 所在の鉄骨合金メッキ平家建作業室 1 棟 (178.50 m<sup>2</sup>)
- (70) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 28 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ゴミ集積所 1 棟 (33.12 m<sup>2</sup>)
- (71) 茨城県筑西市西方字諏訪宮 1359 番地 1、同所字下宿 1416 番地 3、同所字前畑 1417 番地所在の鉄骨造スレート葺平家建 保育所 筑子ファミリー保育園 1 棟 (789.21 m<sup>2</sup>)
- (72) 茨城県筑西市西方字前畑 1417 番地所在の鉄骨造スレート葺平家建 児童福祉施設アミーゴ 1 棟 (161.56 m<sup>2</sup>)
- (73) 茨城県筑西市字北原 1735 番地 33 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建作業所 1 棟 (130 m<sup>2</sup>)

- (74) 茨城県筑西市茂田字虚空蔵 751 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建  
養護所みのり 1 棟 (1 階 122.14 m<sup>2</sup> 2 階 44.71 m<sup>2</sup>)
- (75) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番地 10、1756 番地 9、1756 番地 6 所在の木造  
かわらぶき平家建 グループホームあんず 1 棟 (207.85 m<sup>2</sup>)
- (76) 茨城県筑西市茂田字北原 1740 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
療護所つどい 1 棟 (481.12 m<sup>2</sup>)
- (77) 茨城県筑西市下中山字長戸路 589 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建  
保育所 筑子保育園 1 棟 (1 階 567 m<sup>2</sup> 2 階 207 m<sup>2</sup>)
- (78) 茨城県筑西市茂田字南原 1790 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 1 棟  
グループホームつばき (441.90 m<sup>2</sup>)
- (79) 茨城県筑西市茂田字南原 1756 番地 3、1756 番地 1 所在の木造かわらぶき平家建  
グループホームこぶし、もも 1 棟 (258.36 m<sup>2</sup>)
- (80) 茨城県筑西市茂田字北原 1735 番地 8、1735 番地 9 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ  
き平家建 給食センター 1 棟 (187.97 m<sup>2</sup>)
- (81) 茨城県筑西市茂田字南原 1758 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
療護所りとれ 1 棟 (352.20 m<sup>2</sup>)
- (82) 茨城県筑西市西方字下宿 1416 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
児童厚生施設グラスアス 1 棟 (177.21 m<sup>2</sup>)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手  
続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第 37 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3  
分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、筑西市長の承認を得なければなら  
ない。ただし、次の各号に掲げる場合には、筑西市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付  
が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする  
当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結ん  
だ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限  
る。）

#### (資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確

実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、（また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 41 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 42 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 44 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

## 第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 45 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 第 9 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 46 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 太陽光発電売電事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 47 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

## 第 10 章 解散

(解散)

第 48 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、筑西市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を筑西市長に届け出なければならない。

## 第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、社会福祉法人慶育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 52 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 李 季相

理 事 滝田 伝吉

理 事 赤羽 隆

理 事 中山 和夫

理 事 長岡 りん

監 事 市村 直四朗

監 事 大木 昭

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この定款は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。(基本財産増、条文整理の届出)

この定款は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。(基本財産増、土地文筆整理)

この定款は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。(事業名称変更及び削除、土地平米訂正)

この定款は、令和 2 年 9 月 15 日より施行する。(基本財産増)

この定款は、令和 3 年 5 月 1 日より施行する。(基本財産増、土地平米訂正)

この定款は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。(事業廃止)

この定款は、令和 4 年 1 月 1 日より施行する。(基本財産増、第一条条文を履歴事項全部証明書に合わせる)

この定款は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。(資産の区分、地目変更)

この定款は、令和 5 年 7 月 12 日より施行する。(基本財産増、建物平米訂正)